

富山県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第44条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり富山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

- 1 合意した者
 - (1) 北陸信越運輸局
 - (2) 富山地方鉄道株式会社
 - (3) 水橋コミュニティバス運行協議会
 - (4) 婦中コミュニティバス運営委員会
 - (5) 富山市
 - (6) 富山県公安委員会
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等
別紙のとおり
- 3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
 - (1) 富山市が実施する自家用自動車によるスクールバス運行の用に供する自動車
 - (2) 富山市が委託するスクールバス運行事業委託業者が実施する一般貸切旅客自動車運送事業（スクールバス）の用に供する自動車
- 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
2における3の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

別紙

富山市内における道路交通法(昭和 35 年法律 105 号)第 44 条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車をする停留所の名称等については下表のとおりである。

	停留所の名称	所在地	関係事業者
1	水橋東部団地	富山市水橋狐塚 30 番地 25 先	富山地方鉄道(株)
2	堅田公民館前	富山市水橋堅田 176 番地 1 先	水橋コミュニティバス 運行協議会
3	上砂子坂公民館前	富山市水橋上砂子坂 213 番地先	水橋コミュニティバス 運行協議会
4	日方江	富山市針日字林割 259 番地先	富山地方鉄道(株)
5	日方江東	富山市日方江字西戸出割 1385 番地 1 先	富山地方鉄道(株)
6	円山団地口	富山市婦中町外輪野734番地4先	婦中コミュニティバス 運営協議会
7	八下	富山市婦中町北上瀬3番地1先	婦中コミュニティバス 運営協議会
8	三の瀬	富山市婦中町三瀬 240 番地先	富山市(交通政策課)
9	外輪野	富山市婦中町外輪野7795番地先	富山市(交通政策課)
10	音川	富山市婦中町外輪野字滝谷 5843 番地 7 先	富山市(交通政策課)
11	音川小学校前(音川 地区センター)	富山市婦中町外輪野字滝谷 5879 番地 1 先	婦中コミュニティバス 運営協議会
12	八尾駅	富山市八尾町福島50番地	富山市(交通政策課)
13	八尾コミュニティセ ンター前	富山市八尾町井田126番地	富山市(交通政策課)
14	小長谷南口	富山市八尾町小長谷3141番地先	富山市(交通政策課)
15	旧檜尾小学校前	富山市八尾町小長谷349番地	富山市(交通政策課)
16	岩屋	富山市八尾町岩屋669番地先	富山市(交通政策課)
17	杉田会館前	富山市八尾町杉田614番地2	富山市(交通政策課)
18	薄島	富山市八尾町薄島1021番地先	富山市(交通政策課)